

令和4年 第1回須賀川市農業委員会総会議事録

令和4年第1回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和4年1月6日(木)
- 2 招集通知日 令和4年1月6日(木)
- 3 招集日時 令和4年1月20日(木)午後3時
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員(19名)

農地利用最適化推進委員(4名)

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

- 6 出席農業委員 19名
- 7 欠席農業委員 0名

担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名
小塩江	橋本 孝一	長沼	小林 弘一	長沼	本間 正博	岩瀬	佐藤 秀和

- 8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 4名
- 9 欠席農地利用最適化推進委員 0名

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	西澤 俊邦
	農政係 長	鈴木 弘明
	農地係 長	力丸 光輝
	専門員	三島木 修

11 議 案

議案第 69 号 農用地利用集積計画について

議案第 70 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 71 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

報告第 53 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 54 号 災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について

報告第 55 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 56 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

12 その他

13 開 会 (午後 3 時)

14 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業
委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条
の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推
進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 18 番 深
谷 寅一 農業委員と 19 番 秋山 吉治 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午後 3 時 4 0 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事
実に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和 4 年 1 月 2 1 日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和4年 第1回総会

令和4年1月20日(木)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第69号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、申請番号第129号から132番までの説明がありました。

質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第69号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は
挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第69号「農用地利用集積計画について」は計
画どおり議決し、決定することといたします。

(農政課職員 退席)

議 長 次に、議案第70号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否
決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 説明。

議 長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した
最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第71号から第73号について橋本推進委員よろしくお願
いいたします。

橋本推進委員 受理番号第71号と第72号について説明いたします。

譲渡人の土地は、水害以降作付けをせず耕起のみで管理していま
した。譲受人の住居に隣接している土地であり、譲受人は金銭での購
入を希望していましたが、譲渡人が子孫のために残しておきたいとい
うことで、今回の永年での無償交換となりました。本人申請となってい

ますが、仲介として、司法書士が書面での手続きを行っています。今回の申請は、担い手の集約化、遊休農地の減少のためにも許可上、特に問題がないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく願います。

続いて、受理番号第 73 号について説明いたします。

設定人は高齢のため、今後、稲作が無理ではないかとのことで、神奈川に住む息子と相談したところ、相続するために書面で残していただきたいということで、今回の申請となりました。非設定人は、親と本人、最近就農した息子と三代での経営をしており、規模拡大を考えていたところ、設定人からの相談を受け快諾したとのことです。経営上、規模的にも、許可上、特に問題がないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしく願います。

議 長 受理番号第 74 号と第 75 号について、佐藤推進委員よろしく願います。

佐藤推進委員 受理番号第 74 号と第 75 号について説明いたします。

第 74 号の非設定人と第 75 号の譲受人は同一であり、1 月 10 日、矢部農業委員とその方の自宅を訪問し、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。

初めに、受理番号第 74 号の設定人と非設定人は親戚関係にあり、非設定人が経営面積を増やしたいということで、設定人に話しを持ち掛け、今回の賃貸借の申請となりました。賃借料が、10a あたり 52,000 円と相場より高い金額となっていますが、本人たちが協議して決めた金額であり、非設定人が借りたうえで、設定人に機械作業の一部を委託するため、作業料金込みの金額となっているとのことです。

続いて、受理番号第 75 号について説明いたします。

譲受人は、第 74 号の設定人が作付けをしている譲渡人名義の土地を購入したいとのことで、この土地は、譲受人の自宅に隣接する水田であり、非常に使いやすく、一部を家庭菜園にしたいとのことで、今回の申請となりました。譲受人は高齢ですが、会社員の息子が農作業を手伝っており、第 74 号の設定人が機械作業の一部を担当してくれるなど、

農地としての活用・維持については問題がないと思われます。新規就農の扱いですが、第 74 号賃貸借と第 75 号の購入により、農家の基準となる 50a を超えます。これまでも農作業を行っており、問題がないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 長 それではお諮りいたします。

議案第 70 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案 70 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第 71 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議長 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号 70 号について、本間推進委員よろしくお願いいたします。

本間推進委員 受理番号第 70 号について説明いたします。

1 月 10 日に加藤農業委員、松川農業委員、横川農業委員と設定人に面談し、聞き取り調査並びに現地調査を行いました。今回の申請は、会社の資材を置くために、非設定人を会社にしたとのこと。申請地は、田畑に影響を及ぼす場所ではないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 長 受理番号第 71 号について、橋本推進委員よろしくお願いいたします。

橋本推進委員 受理番号第 71 号について説明いたします。

譲受人は譲渡人の次男であり、現在、アパート暮らしをしていますが、子供の成長に伴い住居が手狭になっており、両親の近くに住みた

いとのことで、今回の申請となりました。令和 2 年 7 月の総会で、農用地区域に含まれる農地の除外手続き、いわゆる農振除外の手続きとして審議いただいた案件です。排水に関しては適正であり、農地の集団性を阻害するものではないと思われ、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 受理番号第 72 号について、小林推進委員よろしくお願いいたします。
小林推進委員 受理番号第 72 号について説明いたします。

1 月 11 日、加藤農業委員、松川農業委員、横川農業委員と非設定人の現地立会いのもと聞き取りしたところ、設定人と非設定人は親子関係にあり、非設定人には既存の農業用倉庫があるものの、大型トラクター等を収納する場所がないため、防犯対策として、一日の作業終了後に、自宅から約 3km 離れた会社の作業場を借りて大型トラクター等を毎日移動しています。非設定人の長男宅の東側に農機具倉庫を建築するため、今回の申請となりました。申請地の周囲に畑があるため、土砂流出対策を行い、また、排水対策として集水柵を設置し、申請地北側の市道側溝に流す計画を立て、隣接する畑の耕作者から承諾を得る予定であり、付近の農地に与える影響はないものと考えられますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 71 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 71 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

○報告第 53 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出

書の受理について」 6件です。

○報告第54号「災害復旧工事のための農地一時転用届出書の受理について」 2件です。

○報告第55号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」 1件です。

○報告第56号「農業経営改善計画認定申請に係る意見書について」 6件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他、皆さんから何かございませんか。

(なし)

議 長 事務局からは何かございませんか。

・遊休農地利用意向調査について

令和3年8月から9月にかけて実施していただいた農地利用状況調査に基づき、本日付で対象者に意向調査書を送付し、2月10日までに回答書の提出を求めている。なお、5年ぶりの全数調査である。

回答書の内容として、①農地中間管理機構を利用する。②自ら所有権の移転又は賃貸借等の権利設定、権利移転を行う。③自ら耕作する。④その他、この4項目を農地利用意向の選択肢としている。

遊休農地の対象者に送付するが、現在、耕作しているとの回答があった場合、地区の委員の方々に調査していただき、結果に基づき、遊休農地のリストから除外する。

山林化している農地の場合、非農地証明の手続きが必要となる。

農業者の方々から相談があった際は、事務局を案内していただきたい。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

大越農業委員 回答書を提出しない場合の対応はどうなるのか。

事務局 未回答者には督促の通知を送付し意思表示を求める。意思表示がない場合、意向調査書を送付した本日から半年経過後に、農地中間管理機構と協議すべき旨を勧告する。行方不明で文書が返却となった場合、公示送達の手続きを行い、先ほどと同様に、半年経過後に、農地中間管理機構と協議すべき旨を勧告する。

議長 事務局からは何かございませんか。

- ・ 次回の総会は 2 月 17 日（木）午後 1 時 30 分から市役所 4 階大会議室にて開催する。

- ・ 岩瀬地方連合会の研修会は、県ハイテクプラザの鈴木副所長を講師に招いて、2 月 25 日（木）開催予定であるが、新型コロナウイルス感染が拡大している状況を考慮し、2 月総会の資料送付時までに判断し、委員の皆様知らせる。

議長 他になければ、これにて令和 4 年第 1 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。